

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>23 不用額の補正処理について(意見事項 教育委員会) 教育情報ネットワーク整備事業費については、令和元年度の工事請負費が執行残として1,023万円の不用額が生じている。また、同じく令和元年度における委託料が執行残として328万円が不用額となっている。多額の契約差金が発生した場合においては、最終的な補正予算によって、減額を行うことを要望する。</p>	<p>を導入し、通信環境を整備した。加えて、令和3年8月末までに学習用端末を約6,000台整備するとともに、全ての児童生徒がインターネットを活用できるアカラントを付与するなど、ネットワークを活用した教育が可能となる環境整備を進めている。デジタル教科書については、国において調査研究を実施しているところであり、引き続き動向を注視していく。</p> <p>本件については入札差金による執行残であり、令和2年度の同様の事案については、2月補正予算で減額補正を行った。</p>
<p>24 備品の修繕予算の適正な確保について(意見事項 教育委員会) 教育情報ネットワーク整備事業費の需用費については、従来から保有している備品に係る修繕料としての経費執行であるが、平成30年度と比べて令和元年度も全額不用額となっていることから、学校現場における備品の利用状況を的確に把握することにより、より適切で最適な予算確保を目指すよう要望する。また、この需用費の予算確保に関連して、修繕の対象となったプロジェクタ(平成21年度整備:199台)については、学校現場の使用状況が把握されておらず、使用できない場合は不用品として廃棄処分を行う必要があったものと考えられる。</p>	<p>指摘のあった修繕が必要な備品については、メーカーによる交換部品の供給が終了し修繕困難となったことから、令和3年度予算には修繕料を計上しないこととした。また、学校現場の使用状況を把握し使用できない備品については、費用を勘案しながら廃棄することとした。</p>
<p>25 県立学校教育情報推進事業(意見事項 教育委員会) 県立学校教育情報推進化事業費については、主に教員1人1台PCの整備を行っておりが、大型提示装置の整備率を見ると、県内市町村を除き山梨県としては9.3%と極めて低い導入率である(令和2年3月1日現在)。今後は、大型提示装置の整備率を高めることに努めるよう要望する。</p>	<p>令和2年度末に大型提示装置を普通教室及び特別教室にあわせて843台を導入し、既存のものとおわせて普通教室の整備率を100%とした。</p>
<p>26 備品の修繕予算の有効活用について(意見事項 教育委員会) 県立学校教育情報推進事業費については、平成31年度予算として、教員1人1台パソコン機器等修繕委託経費とシステム管理委託経費(SIE派遣経費)が見積もられており、そのうち前者の不用額は309万円であった。今後は執行率が低</p>	<p>修繕については緊急の事案により年度末まで行われることも想定されるため、状況に応じて対応する必要があるが、多額の不用額が見込まれる場合には、2月補正予算において、減額補正を行うこととする。</p>
指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>27 オンライン研修の体制構築を迅速に行うことについて(意見事項 教育委員会) 山梨県総合教育センターでは、教職員を対象に各種研修を実施している。今後の社会生活様式のあり方に合わせて、知識伝達型の研修は可能な限りWebシステムを利用し、グループワーク形式の研修をオンラインで効果的に実施できる仕組み構築を要望する。</p>	<p>令和3年1月、総合教育センターにプロジェクタチームを立ち上げ、オンラインを活用した研修の実施に向けた取り組みを進めている。</p>
<p>28 免許更新研修への関与について(意見事項 教育委員会) 教員免許更新制度については、校長教頭等の管理職のほか、優秀教員表彰となった教職員は免除申請が可能な制度となっているが、優秀表彰教員や管理職教員も同質の研修を受けて、公平に質の確保を図れるよう、これら職員に対して可能な限り最新の知識を得るために研修の受講を促すことを要望する。</p>	<p>優秀教員表彰者及び管理職についても、教育関係の最新の知識を得るために、校内研修においてや、キャリアアップセミナーなどに総合教育センター等で実施される研修を積極的に受講するよう、学校訪問時での個人面接や管理職研修等の機会に周知することとした。</p>
<p>29 外部委託業務に関する契約方法の検討について(意見事項 教育委員会) 平成31年度より新たに開始した、深夜休日の電話相談業務の外部委託に關して、一般競争入札による応札は1件のみであった。3件以上の類似業務経験を有する者である旨の入札要件が入札を困難にしている。一定の品質を確保するため、入札要件を設定することは重要であるが、結果として入札に関する競争性が確保されていない。また、相談業務の地域性確保の懸念も解消される限り、であれば、業務が主として電話対応である限り、より広く募集して競争性を確保できる仕組みが望まれる。</p>	<p>電話相談業務は、相談内容に適切に応じ、改善に繋げることを目的としており、それを確保するための入札参加資格要件である「類似業務経験」は重要であることから、その緩和については、他都道府県等での類似事業の実施状況を把握する中で、慎重に検討していく。</p> <p>一方、入札において競争性を確保するため、令和3年度には要件「緊急時における危機管理体制・連絡体制の整備」の中の「代行者の確保」を削除する見直しを行った。</p>
<p>30 電話相談対応人材の有効な活用方法について(意見事項 教育委員会) センターで非常勤職員として勤務していた21名の相談員について、平成31年度は体制を変更したことにより、平日営業時間の非常勤職員を2名に削減した。これまで毎年非常勤職員の形で同業務に従事してきた相談員については、多くが県内教員OBや心理カウンセラーであり、蓄積されたノウハウや経験があると考えられることから、その経験や能力を有効活用し、各学校等に働きかけ、スクールカウンセラーとして活用するなど、人材の有効活用を検討するべきであったと考え</p>	<p>今後、相談支援業務等に高い専門性を有する職員が退職する際には、本人の意向を確認しながら、関係機関に情報提供を行うなど、人材の有効活用を努めていく。</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>31 各高校のプログラムの予算執行に関する指導 について(指摘事項 教育委員会) 高校生体験型学習推進事業費について、①各プログラムの需用費について、予算と同額を執行している学校が多数ある。予算は使い切るものではなく事業遂行上必要な最低限の執行をする性質のものであること。②一部のプログラムにおいて、同事業の経費ではなく、県立学校の経常経費として支払っているものがあり、誤った事業科目は適切ではないこと。③塩山高等学校のプログラマについて、国の交付金を特定財源とする事業である「エネルギー教育推進事業」を適用できる可能性があり、入学金を財源とする本事業よりも県財政の観点からは、経済性が確保できること、これらの予算執行事務に関して県立学校を所管する高校教育課において適切な指導と監督をされた。</p>	<p>①②各学校において適正な予算執行と事業計画作成に向け、令和3年4月に本事業担当者対象の説明会を開催し、周知徹底を図った。③各学校のプログラムの事業計画について、国等の外部資金の活用を検討し、適切な予算執行が図られるよう指導していく。</p>
<p>32 キャリア・パスポートの活用方法に関する慎重な判断について(意見事項 教育委員会) キャリア・パスポートについては、その作成のためのプロセスが児童生徒の過度な負担にならないよう留意が必要と考える。また、キャリア・パスポートは体験を通じた将来の職業展望も記載内容となるため、作成したキャリア・パスポートの評価や助言については、教職員ではなく、ビジネスの現場にかかわる立場にある者の関与が必要であると考える。</p>	<p>キャリア教育実践発表会等を通じて、キャリア・パスポートの目的にそった有効な活用を引き続き協議していくこととしている。</p>
<p>33 農業管理の受払に関する管理はより慎重かつ適切にされたい。(指摘事項 教育委員会) 農業科系の専門学科を設置している高校において、農業・葉品管理簿と農業の防除日誌の内容が一致しない高校があったことから、紛失事故の防止のためにも、受払に関する管理はより慎重かつ適切にされた。また、農業の期中の受払記録を入手して比較したところ、記載方法や欄割方法は各校で独自運用をしており共通していなかった。有効なモニタリングを実施するためには、今後運用方法を統一することが必要になると考える。具体的な運用方法については、文部科学省の農業管理に関する通知文書を参考にして県としての方針を策定されたい。</p>	<p>農業の受払について令和3年2月、農場主任会議で農業受払・点検記録簿の様式を示し記載について慎重かつ適切に実施することを確認した。また、農業等の管理に関する文部科学省の通知を参考に、受払とともに保管、表示、災害等への対策についての方針を策定し、農業管理の運用方法について統一していくこととした。</p>
<p>34 農業実習体験の裾野を広げるための方策検討を要望する。(意見事項 教育委員会) 農業実習については、将来の地域産業の担い手と地域活性化の担い手を一人でも増やす機会を</p>	<p>農業系各校では、地域との包括連携協定や中学生向けの農業サイエンスプログラム</p>
<p>指摘事項及び意見事項 (要旨) 作る観点から、農業に関連する学科の生徒のみならず、他校の希望者が参加するようなシステムを構築して、より広く学生が農業実習体験をできるような取組が望まれる。</p>	<p>などを実施しており、幼小中との連携は図られているところである。また、高校生に対しては、地域との協働による高等学校教育改革推進事業「ハイスター・ハイスクール」事業等を通して農場を活用してもらおう方策を今後検討していくこととした。</p>
<p>35 各学校の財務事務手続の正確な執行について(指摘事項 教育委員会) エネルギー教育推進事業費については、複数の学校で施設見学の借上げバス運行に係る支払い遅延(請求引取年月日から30日以上経過しての支払い)が生じているものや、遅延は生じていないが全体として支払日が引取日から1ヶ月近くになつているものが散見されることから、迅速な支払いを実施された。 また、業者からの請求に不備があるなど、トラブルを未然防止するため合规性に留意し、内部統制を整備して財務事務の徹底を図るよう、高校教育課は指導課としての役割を果たすことが望まれる。</p>	<p>各学校への事業決定通知では、支払いに関することを含め、事業実施上の注意事項を示しているが、支払い遅延防止や適正な請書の受領など、記載内容を充実し、適切な財務事務の徹底を図ることとした。 また、各学校との連携を深める中で、事業の実施状況を把握し、適時適切な指導等により、トラブルの未然防止に努めることとした。</p>
<p>36 事業の実施対象生徒の拡大(意見事項 教育委員会) エネルギー教育推進事業費については、例年の予算執行を見ると交付金上限まで達していないことから、交付金を有効に利用し、より多くの生徒が事業の成果を享受できるよう検討することと望まれる。また、小中学校に関しては、応募したにもかわらず学校規模等を理由に落選している学校が複数あり、プロジェクトに参加できない小中学生がいた点は改善をされたい。特に、現状はバス借上げによる見学会が主たる内容であるが、施設によっては現地見学にこだわることなく、オンライン形式の施設説明や講演会等を利用し、予算財源を最大限利用し、より多くの生徒を対象とできるよう検討することが有用である。</p>	<p>より多くの県立学校が同事業を活用できるよう、理科連絡会議や教育課程研究会等において、理科教員に好事例の提示を継続するとともに、参加実績の少ない学校に対しては、直接働きかけ、助言や情報提供をすることにより、事業への応募を支援することとした。 また、落選した小中学校については、これまでと同様に、翌年度に参加できるよう配慮していく。 オンライン形式の施設説明等については、より効果的な事業実施に向け、選抜校が広がるよう事例紹介を充実することとした。</p>
<p>37 小中学校のエネルギー教育の主体性確保について(意見事項 教育委員会) エネルギー教育推進事業費については、例年、義務教育課が主体となつてプログラムを作成し、小中学校に募集を行い、事業を実施している。本来は果が直接的に小中学校のエネルギー教育推進事業を展開するより、市町村が主体性をもって方針を決めるべきであるため、見学会のみでなく様々なアイデアを市町村にも求めて、より有用な事業とすべきことを要望する。</p>	<p>これまでも、実施校に聞き取りを行い事業内容の改善に生かしてきたが、今後はエネルギー教育推進に関して市町村(組合)教育委員会等に聞き取る中で、より有用な事業となるように検討していくこととした。</p>
<p>38 学校評議員の人選について(指摘事項 教育委</p>	

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>員会) 学校評議員設置費で予算に対して執行が少ないのは、1人当たり3回を予定している学校評議員会で欠席者が生じているためである。現状の予算が事業の実効性確保のための最低限のものなら、できる限り出席が可能な人員選定が必要と考える。</p>	<p>学校評議員については、各学校とも適任者を推薦している。学校評議員会の日程を調整するにあたり、可能な限り全ての学校評議員が出席できる日を設定するように、各学校に依頼した。</p>
<p>39 コミュニティ・スクールの迅速な導入について (意見事項 教育委員会) コミュニティ・スクールについては、運営に關する承認権や責任が明確であることや合議体により運営される点等、学校運営にとって実効性に優れたものと言える。2004年に法制化された制度であるが、山梨県においては、平成31年度にコミュニティ・スクールとなっている高等学校は0件であり、未整備の現状について、改善を要望する。</p>	<p>学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールは、令和2年度に1件設置し、令和3年度は2件設置するなど計画的に行っている。</p>
<p>40 山梨県立学校等夜間警備委託規程によれば、警備会社に夜間警備業務を委託する教育機関は、実施要綱で定められているが、更新された実施要綱が存在していない。合規性を確保するために要綱等の整備をされたい。(指摘事項 教育委員会)</p>	<p>令和3年2月26日に山梨県立学校等夜間警備委託実施要綱を整備し、同要綱において警備会社に夜間警備業務を委託する教育機関を定めた。</p>
<p>41 公有財産の新築による台帳への反映について (意見事項 教育委員会) 令和元年度に新築した公有財産である校舎等について、年度末の処理で公有財産台帳への登録が漏れていた。公有財産台帳の正確性・適時性を確保するよう適切な管理を望む。</p>	<p>「山梨県公有財産引渡書」等の提出期限を設定するとともに、随時の進捗管理を行うための公有財産台帳チェック表を作成し、台帳への登録漏れを防ぐための体制を構築した。</p>
<p>42 返還の義務のある債権の管理方法を改善すること(要望) (意見事項 教育委員会) 修学奨励金制度における未収債権について、山梨県延滞債権処理方針により処理を行うこととなるが、徴収は不可能となっていることから、速やかに不納欠損処理を行うべきである。</p>	<p>山梨県延滞債権処理方針と債権回収及び処理マニュアルに基づき、未収債権の徴収が不可能となっているものについては不納欠損処理を行うこととした。</p>
<p>43 事業の制度趣旨を支給対象者に周知されるこ</p>	

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>どが望まれる。(意見事項 教育委員会) 高等学校等就学支援金については、教育に係る経済的負担の軽減を目的とした制度であるが、支給対象となる高校生の自覚を促すような周知が不足しているため、事業の制度趣旨を支給対象者に周知されることが望まれる。</p>	<p>返還事案が発生した場合に備え、今後の経緯や過去の事例をもとに一連の流れや確認事項等を整理し、その内容を文書化し関係者と共有することとした。</p>
<p>44 返還に関するマニュアルを作成し、各高等学校に周知することが望まれる。(意見事項 教育委員会) 高等学校等就学支援金については、返還事例がほとんどなく、返還に関するマニュアルは存在しないことだが、減少にないことに対し、迅速に対応するため、マニュアルが必要である。過去の事例をもとに一連の流れや確認事項を文書化し、関係各者に共有することが望ましい。また、当該支援金に係る事例を収集・整理し、各学校に周知すること、国庫の返還事例が発生しないようにつも望まれる。</p>	
<p>45 事業に関するアンケートを事業の改善に活用することが望まれる。(意見事項 教育委員会) 公立高等学校等入学準備サポート事業費に関するアンケートについて、実施・集計されているものの、これらが活用されるプロセスが明確になっていない。事業の改善及び今後の制度設計に活用することを要望する。</p>	<p>アンケート結果については、予算編成時における事業の改善等に活用していくこととした。</p>
<p>46 検定受検者を増やす取り組みについて (意見事項 教育委員会) 教職員の選考検査については、県の公表資料で受検者の年齢層引き上げより、能力の高い多様な人材を確保できたという具体的な成果が示されていない。具体的な取組内容と進捗について、公開することを要望する。</p>	<p>受検年齢の引き上げや、教員選考検査の改善点の公表により、経験豊かな即戦力となる人材の確保や、令和3年度の採用では小学校教員受検者の増加につながることができた。</p>
<p>(3) 学校徴収金会計について 47 県教育委員会による学校徴収金に係る会計事務の点検・指導のあり方について(意見事項 教育委員会) 県立学校の学校徴収金会計について、証憑簿点検や訪問調査等、県教育委員会として県立学校の学校徴収金会計の適正性を担保する統制を導入するよう要望する。</p>	<p>学校徴収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲であるが、令和3年5月28日の県立学校長連絡会議の場で改めて「県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引」に基づいた事務処理が厳正かつ的確になされるよう、周知、徹底を図るとともに、速やかな改</p>